

環太平洋大学 学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、環太平洋大学(以下「本学」という。)が授与する学位、学位論文審査及び最終試験の方法その他学位について、必要な事項を定める。

(学位の授与)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより修士課程所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。

(修士の学位の申請)

第5条 修士の学位を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文要旨、履歴書及び別に定める学位論文審査料を添え、学長に提出しなければならない。

2 特定課題研究を選択した者は、前項に定める学位論文、論文要旨を特定課題研究報告書に読み替えるものとする。

(学位論文)

第6条 修士の学位論文は、1篇に限る。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 受理した学位論文等及び既に納付された学位論文審査料は、返還しない。

(審査員)

第7条 研究科委員会は、第5条の規定により、学位論文が審査に付されたときは、当該研究科の教員のうちから、3人以上の審査員を選任し、学位論文の審査及び試験を委託しなければならない。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、本学の教員又は教員であった者を学位論文の審査及び試験の審査員に委嘱することができる。

3 研究科委員会は必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

4 研究科委員会は、第1項の審査員のうち1人を主任審査員として指名しなければならない。

(審査期間)

第8条 修士の学位の授与に係る論文の審査及び試験は、論文提出後2か月以内に終了しなければならない。

(試験)

第9条 修士の学位の授与を申請した者については、学位論文の審査のほか、面接試験を行う。この試験の方法は研究科委員会において定める。

(審査結果の報告)

第10条 修士の学位に関する審査が終了したときは、審査員はすみやかに審査の結果及び評価に関する意見を記載した審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

(学位論文の判定)

第11条 研究科委員会は、第4条による者について、本学大学院学則の定めるところにより、課程の修了及び学位論文の可否について審議し、学長へ報告するものとする。

2 前項の判定を行う研究科委員会には、構成員の過半数の出席を要する。この場合の定足数の算定に当たっては、外国出張中の者、休職中の者及び所属長の許可を得て出張中の者は、当該研究科委員会の構成員の数に算入しない。

3 第1項の審議決定は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

(学位の授与)

第12条 学長は、前条第1項の規定による報告に基づいて修了の認定、課程の修了及び学位論文の可否について決定し、合格した者には学位記を授与する。

(学位の名称)

第13条 本学の授与する学位には、IPU・環太平洋大学と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第14条 本学において修士の学位を授与された者につき、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て、すでに授与した学位を取り消し、学位記を返還させるものとする。

2 修士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときには、前項の規定に準じてその学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

3 研究科委員会において、前2項の議決を行う場合は、第11条第2項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第15条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を具し学長に願い出なければならない。

(補則)

第16条 この規程の施行に必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。